

## 日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容									
			9:50	10:00	10:20	10:30	12:00	13:00	14:00	14:20	17:00	
4	月	所長挨拶	オリエンテーション 司研教官 三角比呂	講演と意見交換 「裁判官としての成長」 弁護士（元札幌高裁長官） 田中康郎	共同研究（班別） 「判例調査と合議への活用」 A班 東京地裁判事 中村 さとみ B班 東京地裁判事 古田 孝夫 C班 東京地裁判事 田中 秀幸 D班 東京地裁判事 家令 和典 E班 東京地裁判事 小森田 恵樹	※						
5	火		9:50  講演と意見交換 「対話こそ共生社会を開くカギ ～国連障害者権利条約と国の障害者差別解消法 ・地方自治体の地域条例の意義」 弁護士 大胡田 誠	12:00  説明と意見交換 「裁判所の組織、組織運営を考える ～裁判所書記官との協働など～」 総務局第一課長 平城文啓 人事局総務課長 和波宏典	13:00  15:00  説明と意見交換 「裁判所の広報について」 最高裁事務総局広報課長 徳岡 治	15:20  17:20						
6	水		10:00  共同研究 「外部経験を生かす」 東京地裁判事補 西山芳樹 大阪地裁判事補 安井龍明 福岡家裁小倉支部判事補 津島享子 青森地裁判事補 館英子	11:30  12:30  13:30  13:50  意見交換（班別） 「これから目指すもの」	13:50  a班 司研教官 三角比呂 b班 司研教官 福井章代 c班 司研教官 平出喜一 d班 司研教官 杜下弘記	16:50						
7	木		9:40  問題研究（班別）【応募・選択】 「民事執行事件の処理」 東京地裁判事 長谷川武久 「民事保全事件の処理」 東京地裁判事 古谷健二郎 「令状事件の処理」 東京地裁判事 多田裕一	12:00  13:00  13:40  14:00  問題研究（班別）【応募・選択】 「民事執行事件の処理」 大阪地裁判事 本多健司 「民事保全事件の処理」 大阪地裁判事補 村上貴昭 「令状事件の処理」 大阪地裁判事 設樂大輔	17:00							
8	金		10:00  問題研究（班別）【応募・選択】 「民事執行事件の処理」 東京地裁判事 立野みすず 「民事保全事件の処理」 東京地裁判事補 塚田久美子 「令状事件の処理」 東京地裁判事 村山智英	12:00  13:00  14:00								

※ 懇談会を予定

## 平成30年度判事補基礎研究会

## 参 加 者 名 簿

高裁管内	本務 庁	氏 名	備 考
東京	東京高裁 東京地裁	子 美 成 子 美 美 平 英 絵 司 里 里 朗 里 英 介 翼 敏 朗 や 子 輝 子 明 恵 豊 明 地 恵 太 生 輔 月 礼 郎	
		孝 直 正 夏 朋 珠 康 雅 ま 雄 有 実 真 香 利 秀 寛 鑑 あ 沙 佑 万 伸 ま 賢 大 嘉 邦 真 祐 葉 愛 祥 太 郎	り 一 太 恵 紀 り 賢 大 嘉 邦 真 祐 葉 愛 祥 太 郎
		向 回 西 戸 田 保 木 藤 名 山 花 木 門 中 屋 藤 田 包 井 浦 部 渡 藤 田 野 立 東 山 藤 良 廣 田 元	
		矢 井 葛 柏 岸 小 佐 佐 健 久 佐 佐 健 下 一 鈴 大 田 土 内 野 細 松 三 森 山 馬 加 彦 松 足 伊 片 加 由 末 津 西 吉	
	横浜地裁		
	さいたま地裁		
	千葉地裁		

高裁管内	本務府	氏名	備考
東京	水戸地裁	谷 稔	洋美志実裕奈舞航大晶紀菜織賢美資子一樹徳穂朗佳瑠史奈彦穂希司史衣織平介
	宇都宮地裁	川 洋	
	甲府地裁	木 仁	
	長野地裁	村 紅啓	
	新潟地裁	納 彩早	
	大阪地裁	本 崇湧	
大阪	京都地裁	口 絵昂	
	神戸地裁	崎 健佑	
	奈良地裁	澤 健佑	
	大津地裁	谷 智美	
	和歌山地裁	崎 美功	
	名古屋地裁	田 良美	
	金沢地裁	浦 純	
	富山地裁	谷 純乃	
	広島地裁	城 千久	
		嶋 友	
名古屋		嶋 貴	
		中 諭	
広島		井 祐祐	
		井 香	
		澤 裕	
岡山		村 悠	
		村 仁	
鳥取		田 幸	
		木 介	

高裁管内	本務	府	氏	名	備	考
広島	松江地裁	本	村	理	絵	
福岡	福岡地裁	大	塚	真	史	子
	佐賀地裁	中	山	さ	子	ほ
	長崎地裁	石	黒	瑠	璃	
	大分家裁	増	崎	浩	司	
	熊本地裁	工	藤	優	希	
	鹿児島地裁	清水	水	俊	貴	
	宮崎地裁	大	口	美	弥	
仙台	仙台地裁	西	竹	泰	章	
	福島地裁	藤	木	文	香	
	山形地裁	川	田	一	真	
	青森地裁	木	越	裕	子	
札幌	札幌地裁	田	村	洋	一	樹
	函館地裁	菅	屋	茂	季	祥
	旭川地裁	都	原	光	寧	郎
	徳島地裁	川	築	健	桃	寧
	高知地裁	坂	口	太	司	桃
	松山地裁	宮	本	裕	一	也
		片	光	慶	太	之
		平	岡	裕		
		田	山			
			中			
			田			

合計 93 人

## 「裁判官としての成長」

弁護士（元札幌高裁長官）田中康郎

はじめに

### 第1 裁判官としての経験と成長

#### 1 事件に学ぶ

- (1) 基礎的な技術の修得
- (2) 事件に陪席として関与する姿勢
- (3) 問題意識の蓄積と実務の成果の体系化

#### 2 自己研さんの大切さ

#### 3 公正・公平の心掛け

#### 4 裁判官生活で大切なこと

#### 5 働き方のリフォームに通ずる好きな言葉

「清忙は養を成す。過閑は養に非ず。」（心に清々しく感じる忙しさは養生になる。  
余りにひま過ぎるのは養生にならない。）

（佐藤一斎「322 養老の法二十五則 その十九」『言志四録（四）言志<sup>じつ</sup>録』300 頁（川上正光全訳注）（講談社 2001 年 12 月）

\*自分の仕事の大切さと社会との関係をしっかりと握んでいる人が一生懸命に働いた後に感じられる清々しさではないか。

### 第2 裁判官の理想像

おわりに

## 【講演における引用文】

「**凡そ人事を区處するには、當に先ず其の結局の處を慮って、而る後に手を下すべし。楫無きの舟は行ること忽れ。的無きの箭は發つこと勿れ。**」

(世間の諸事を処理するには、手を付ける前に、まずその事の終局のところをあらかじめ考えてその後に手を下すべきである。舵のない船に乗ってはいけない。的のない矢ははなしてはいけない。)

(佐藤一斎「114 仕事のやり方二則 その一」『言志四録〔四〕言志巻録』113 頁 (川上正光全訳注) (講談社 2001 年 12 月)

\*全ての仕事をする場合の心得で大切なことである。すなわちその仕事の結末を考え、その手順を決めてから手を下せということである。

“**Catching at words is unworthy of a judge.**” (裁判官は、訴訟当事者が発する言葉尻をとらえて、それを論議してみても価値がないことである。 (Hobart's Reports, English Common Pleas and Chancery)

\*裁判官の心構えについての英国の法律格言。裁判官は、訴訟当事者が発する言葉尻をとらえて、それを論議してみても価値がないので、それよりも訴訟当事者の真意はどこにあるのか、また、論点は那辺にあるかを察して、訴訟事件の真実を発見することに努めなければならない。

“**MEN WANTED for Hazardous Journey. Small wages, bitter cold, long months of complete darkness, constant danger, safe return doubtful. Honor and recognition in case of success—Ernest Shackleton.**” (「求む男子。至難の旅。僅かな報酬。極寒。暗黒の長い日々。絶えざる危険。生還の保証なし。成功の暁には名誉と賞賛を得る。」)

(天野祐吉『もっと面白い廣告』ちくま文庫 1989 年)

\*アルフレッド・ランシング『エンデュアランス号漂流』(山本光伸訳、新潮社 1998 年 10 月) の巻頭には、「人間に不可能なことを成し遂げさせる何ものかに感謝を捧げて」(写真家の星野道夫氏訳) とある。南極探検に向かったエンデュアランス号が、南極近海で氷に挟まれて座礁し、シャクルトンを隊長とする 28 人の隊員が、それからの約 1 年半、南極海を小さなボートで生還するまでの軌跡を、極限状態に置かれた隊員の心の動きを丁寧に描きつつ記録した作品。隊長シャクルトンが、ロンドンの新聞に大英帝国南極横断探検隊員を募集したときの求人広告の内容が前掲のもので、一風変わっている。志願者は 5000 人以上あり、シャクルトンは一癖も二癖もある、頑固で辛抱強い、何とも魅力的な 28 人の隊員を、稻妻のような早さで直感的に選んでいる。

未来が自分を待っていると信じること、明るくポジティブに考えることが大切。リーダーシップの大切さも教えてくれる。

以上

# 対話こそ共生社会を開くカギ～国連障害者権利条約と国の障害者差

## 別解消法・地方自治体の地域条例の意義

平成30年6月5日

弁護士法人つくし総合法律事務所 東京事務所  
弁護士 大胡田 誠

### 第1 障害者差別解消法制定の背景

#### 1 日本で障害者の置かれた状況

日本国内には、身体障害者393.7万人、知的障害者74.1万人、精神障害者392.4万人、合計860.2万人が暮らしている（総人口約1億2千万人の約6パーセント、およそ16人～17人に1人）

\*世界的にはOne In Tenと言われている。

しかし、日本において、障害者は、様々な生活の場面において、物理的なバリアや心のバリアに阻まれて、地域の中で自立した生活を営むことができないままにいる。

##### ①労働の場面：

就労可能年齢にある障害者のうち、働くことができているのは身体、知的障害者の半分程度、精神障害者の20パーセント程度。

法定雇用率を達成している企業は、48.8%に過ぎない。しかも、多くの場合非正規雇用。

##### ②教育の場面：

本人や保護者の意向に反して、障害を理由として他の人から分離された教育が行われ、障害に応じた施設などの条件の整備がないままに普通学校に入学せざるを得ないこともある。

##### ③交通やサービス等：

危険な駅プラットホーム、盲導犬の入店できないレストランなど。

#### 2 「障害」のとらえ方の転換

医学モデルから社会モデルへ

##### ・障害の「医学モデル」：

障害をその人の心身の機能障害ととらえる考え方。障害は訓練やリハビリに

よって克服されるべきもの。(1980年のICID)

・障害の「社会モデル」：

障害を、多様な人が生活していることを想定せずに作られた社会の不備ととらえる考え方。問題があるのは社会の側であり、社会を変えることでバリアを取り除かなければならないという考えに繋がる(2001年のICF)

### 3 国際的な動向

#### (1) 障害者権利条約

2006年12月、第61回国連総会において採択された条約。

日本も2014年1月20日に批准(世界で141番目)。

「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」(1条)

#### (2) 権利条約に定められた差別の禁止

##### ① 直接差別

- ・障害を理由に区別、排除、制限を行うこと
- ・障害を理由に入学試験を受けさせないことなど

##### ② 間接差別

- ・一見中立なようだがその効果が障害者の区別、排除、制限等の不利益となるようなルールを設けること
- ・口頭での会話ができることや普通文字を読むことができることを受験の条件にすることなど

##### ③ 関連差別

- ・盲導犬を同伴していることなど、障害に関連する事項を理由に区別、排除すること。
- ・盲導犬の入店拒否など

##### ④ 合理的配慮を行わないこと

合理的配慮とは、障害者の実質的平等を確保するために行う手助け、施設の改良、補助手段の提供、ルールの変更などをいうが、これを行わないことも差別である。

(ただし、不相当に多大な費用や労力を要する場合は除く)

\*積極的な排除や区別のみならず、障害者に配慮を提供しないことが差別とされたことの意味は大きい。

## 第2 障害者差別解消法と「基本方針」のポイント

### 1 みんな違ってみんないい！

法の目的は、「障害を理由とする差別の解消を推進することによって、（中略）全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」（1条）

## 2 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

- ・行政機関や民間事業者に対し、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること」を禁止（7条1項、8条1項）。
- ・2015年2月24日に閣議決定された「基本方針」によれば、ここにいう「不当な差別的取り扱い」とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することとされている。
- ・間接差別は「障害を理由とする不当な差別的取り扱い」に含まれないように読める。
- ・障害を理由にサービスを提供することなどの拒否に「正当な理由」があるとされるのは、客観的に見て目的が正当で、拒否をすることがその目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。

### （事例）

私は全盲の視覚障害者ですが、アパートを借りに不動産屋さんに行ったら、「火が出たら危ないから」とか、「段差があつて危ないから」などの理由でお部屋を紹介してくれませんでした。このようなことが許されるのでしょうか。

## 3 合理的配慮の提供

行政機関や民間事業者は、障害者からの申出があった場合、過重な負担とならない限り、当該障害者に対し合理的配慮を行なわなければならないと定められた（7条2項、8条2項）。

- ・「基本方針」には合理的配慮の例として次のようなものがあげられている。
  - ①車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
  - ②筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
  - ③障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更
- ・バリアフリー法やウェブページのJIS規格等によって定められた不特定多数の障害者のアクセシビリティー向上の取り組みにより、できる限り事前にバリアや不便を解消し（法5条の事前の改善措置）それでもなお残るバリアや不便を障害者から

の申し出に対応して個別に解消するのが合理的配慮。

- ・障害者から申し出がない場合にも、一見して手助けが必要なことがわかる場合には、サービスを提供する側が積極的に話しかけることが望ましいとされている。
- ・「過重な負担」に当たるかどうかの判断は、次のような事情を総合的に考慮する。
  - ①事務、事業への影響の程度
  - ②実現可能性の程度
  - ③費用、負担の程度
  - ④事務、事業規模
  - ⑤財政、財務状況
- ・過重な負担になるとして配慮を行う義務がない場合にも代替手段を提案するなどの「建設的対話」を行うことが望ましいとされている。
- ・民間事業者については合理的配慮の提供は努力義務であるが、主務大臣は、当該事業者に対して報告を求め、助言、指導、勧告を行うことができる。
- ・障害者の生活の各分野における必要な配慮の具体例、過重な負担の例は、各省庁が作成している、「対応要領」（行政機関のガイドライン）、「対応指針」（民間事業者のガイドライン）である程度具体化されている。

#### （事例）

私は車いすを使って生活しています。ある日、人気の「隠れ家風」レストランに行こうと思いました。そこは、2階にあるお店なのですがエレベーターがありません。そこで、店員さんに「2階に上がる手伝いをしてほしい」と申し出たのですが、「店員が2人しかおらず、今、手が離せない。」と言われて手伝ってもらえませんでした。このようなことが許されるのでしょうか。

### 第3 地域条例の必要性

#### 1 障害者差別解消法の最大の問題点

国は、障がい者が差別された場合などに相談を受ける新たな機関は作らず、既存の行政等の相談窓口（法務局や市の福祉課の窓口等）が相談を受けるとしている。しかし、これら機関の問題解決能力には疑問があり、差別禁止や合理的配慮の提供が絵に描いた餅になりかねない。

#### 2 法律の問題点を解決する処方箋は地域条例（千葉県条例の概要）

全国で初めて作られた障害者差別禁止条例である「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における相談体制や問題解決の仕組みとその成果には目を見張るものがある。

- ・ 県花600人の相談員と16人の広域専門指導員（県職員）の配置
- ・ 広域専門指導員レベルで解決できなかった問題は知事の付属機関である調整委員会が助言、斡旋を行う。  
条例が施工された平成19年以降、このような体制の元、平均して年間約200件の障害を理由とする差別や合理的配慮に関する相談に対応している。

#### （問題解決の具体例）

- ・ スーパーの点字ブロック上に商品の陳列台が置かれていたケース
- ・ 銀行の振込手数料がATMよりも窓口の法が高く設定されており、ATMを使用できない視覚障害者は常に高い手数料を支払わなければならないというケース

### 3 法律で足りない部分を補う条例

差別禁止条例は、①身近な地域で障害者からの相談にきめ細かく対応する体制作りができる点、②地域共同体の意識に根ざした話し合いにより、その地域全体として問題解決に取り組むことを可能にする点で、全国一律のルールである法律に勝る。

### 4 条例制定プロセスにも重要な意味がある

多くの人は、障害者に対する差別を自分とは縁遠い者と考えている。

条例制定の過程で、身近な地域にどのような差別があるのか、それを解決するためにはどうすればよいのかをぎろんする機会ができる。それにより地域の意識が変わっていく。

## 第4 障害者を社会に受け入れてクリエイティブで活力ある社会を作る

### 1 創造的な活動を行うために必要な3つのT

アメリカの社会学者リチャード・フロリダは、創造的な活動を行うために必要な環境は次の3つだと説く。

- ① 人材（タレント）
- ② 技術（テクノロジー）
- ③ 多様性に対する寛容さ（トランス）

### 2 障害者を受け入れることは社会の多様性に対する寛容さを考え直すこと

社会には、障害者のみならず、高齢者、性的少数者、外国人、子供など、様々な配慮を必要とする存在がいる。障害者に住みやすい社会を作ることは、多様性に対して寛容な社会を作ること。そして、クリエイティブで活力ある社会を作ることである。

## 第5 結び

以前、ある精神科医が「心はどこに存在するのか」という問い合わせに対して、「人と人の間にある」と答えるのを聞いたことがある。人が「心」と感じるものは体のどこかにあるものではなくて、誰かのことを思ったときに、その人との間に生じる感覺だというのだ。

もし、街中で障がいを持つ人を見かけたら、一瞬、その人のことを思ってみてほしい。そんな一つひとつの瞬間が社会を変えていく一歩になり、お互いの心を豊かにしてくれるきっかけにもなるのだと思う。

平成30年6月5日

平成30年度判事補基礎研究会

## 資料目録

- 資料1 裁判所職員採用試験等の概要
- 資料2 行政職俸給表（一）
- 資料3 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成30年度）
- 資料4 行（一）職員の年齢構成（H29.7.1現在）
- 資料5 裁判所における男女別・試験別採用状況
- 資料6 地方裁判所の組織と権限（本庁）
- 資料7 下級裁判所事務処理規則
- 資料8 大法廷首席書記官等に関する規則
- 資料9 裁判所の官職等

## 1 裁判所職員採用試験

裁判所事務官	総合職試験（裁判所事務官）		一般職試験（裁判所事務官）	
	（院卒者区分）	（大卒程度区分）	（大卒程度区分）	（高卒者区分）
受験資格	30歳未満であつて、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満の者	21歳以上30歳未満の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者（中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可）
試験内容	第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式） 専門試験（多肢選択式）		作文試験
	第2次試験	政策論文試験（記述式） 論文試験（小論文、特例希望者のみ）	論文試験（小論文）	
	第3次試験	専門試験（記述式） 人物試験（個別面接）	専門試験（記述式） 人物試験（個別面接）	人物試験（個別面接）

○総合職試験（裁判所事務官）は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験（裁判所事務官）は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

家庭裁判所調査官補	総合職試験（家庭裁判所調査官補）	
	（院卒者区分）	（大卒程度区分）
受験資格	30歳未満であつて、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式） 専門試験（記述式）
	第2次試験	政策論文試験（記述式） 専門試験（記述式） 人物試験（集団討論及び個別面接）

（注）年齢の基準日：受験する年の4月1日

2 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験

養成課程	受 験 資 格			試験内容
	官 職	学 歴	在職年数・年齢	
第一部	事 務 官	大学（法）卒	年齢不問	筆記試験（論文式） 第一部 憲法、民法、刑法及び民事訴訟法又は刑事訴訟法
	速 記 官			
	技 官			
	家裁調査官補			
第二部		上記以外	1年 23歳以上	第二部 憲法、民法及び刑法 口述試験

(注) 受験資格の基準日: 在職年数については試験の翌年の3月31日, 年齢については試験の翌年の4月1日

3 裁判所書記官任用試験

受 験 資 格		試験内容
官 職	在職年数	
事 務 官	① 旧事務官I種試験、旧総合職試験（法律・経済区分）又は総合職試験（裁判所事務官）合格者	筆記試験（論文式） 憲法、民法、刑法及び民事訴訟法（民事訴訟規則を含む。）
速 記 官	4年	
技 官	② 旧事務官II種試験、旧一般職試験（大卒程度試験）又は一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）合格者	又は刑事訴訟法（刑事訴訟規則を含む。）
家裁調査官（補）	5年	
	③ その他	口述試験 実務試験
	※ ②又は③に定める者のうち大学（法）卒の者は、それぞれ1年在職年数を短縮する。	

(注) 受験資格の基準日: 在職年数は試験を実施する年の3月31日

## 別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

## イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	俸給月額								
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
再任 用職 員以 外の 職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

## 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成30年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁判官	最高裁長官・最高裁判事・高裁長官	23
	判 事	2,085
	判 補	952
	簡 易 裁 判 所 判 事	806
	計	3,866
一般職	書 記 官	9,853
	速 記 官	213
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,596
	事 務 官	9,346
	そ の 他	840
	計	21,848
	合 計	25,714

## 行(一)職員の年齢構成(H29.7.1現在)



## 裁判所における男女別・試験別採用状況

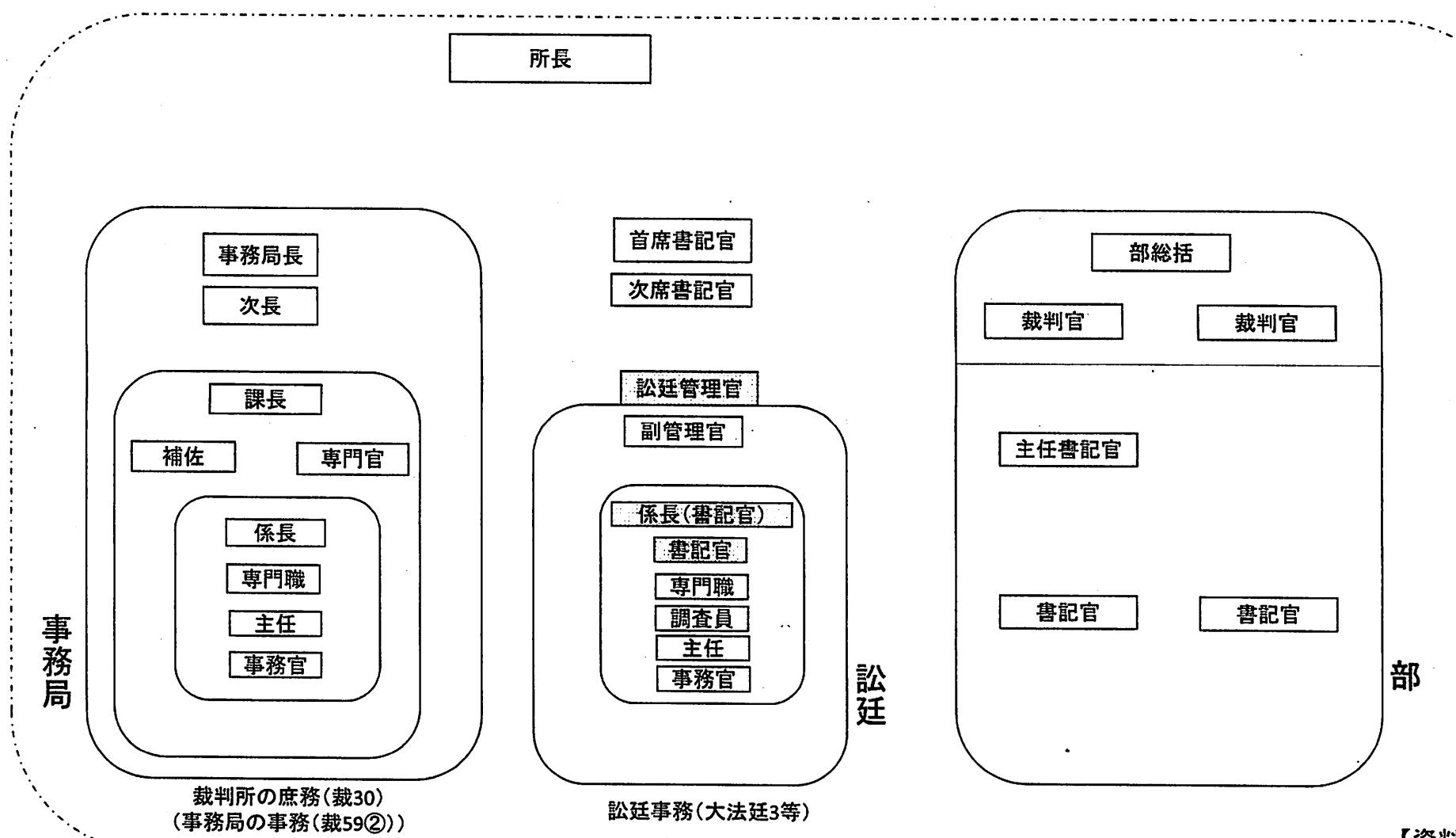
		平成29年度 (平成28年度試験)	平成28年度 (平成27年度試験)			平成27年度 (平成26年度試験)	平成26年度 (平成25年度試験)	平成25年度 (平成24年度試験)
事務官	総合職 (裁判所事務官)	10 ( 1 ) [ 10.0% ]	11 ( 6 ) [ 54.5% ]	総合職 (法律・経済区分)	20 ( 7 ) [ 35.0% ]	16 ( 8 ) [ 50.0% ]	4 ( 2 ) [ 50.0% ]	
	院卒者	5 ( 0 ) [ 0.0% ]	4 ( 3 ) [ 75.0% ]		14 ( 3 ) [ 21.4% ]	13 ( 6 ) [ 46.2% ]	4 ( 2 ) [ 50.0% ]	
	大卒程度	5 ( 1 ) [ 20.0% ]	7 ( 3 ) [ 42.9% ]		6 ( 4 ) [ 66.7% ]	3 ( 2 ) [ 66.7% ]	0 ( 0 ) [ - ]	
	一般職 (裁判所事務官)	352 ( 190 ) [ 54.0% ]	277 ( 154 ) [ 55.6% ]		327 ( 166 ) [ 50.8% ]	369 ( 192 ) [ 52.0% ]	351 ( 194 ) [ 55.3% ]	
	高卒者	38 ( 18 ) [ 47.4% ]	28 ( 18 ) [ 64.3% ]		31 ( 22 ) [ 71.0% ]	24 ( 16 ) [ 66.7% ]	51 ( 45 ) [ 88.2% ]	
	総合職 (家庭裁判所調査官補)	42 ( 33 ) [ 78.6% ]	42 ( 36 ) [ 85.7% ]	総合職 (人間科学区分)	45 ( 31 ) [ 68.9% ]	48 ( 36 ) [ 75.0% ]	48 ( 35 ) [ 72.9% ]	
	院卒者	11 ( 9 ) [ 81.8% ]	9 ( 9 ) [ 100.0% ]		14 ( 13 ) [ 92.9% ]	10 ( 8 ) [ 80.0% ]	14 ( 12 ) [ 85.7% ]	
	大卒程度	31 ( 24 ) [ 77.4% ]	33 ( 27 ) [ 81.8% ]		31 ( 18 ) [ 58.1% ]	38 ( 28 ) [ 73.7% ]	34 ( 23 ) [ 67.6% ]	
	計	442 ( 242 ) [ 54.8% ]	358 ( 214 ) [ 59.8% ]		423 ( 226 ) [ 53.4% ]	457 ( 252 ) [ 55.1% ]	454 ( 276 ) [ 60.8% ]	

注 1 ( )内は女性を内数で示し, [ ]内は総数に対する女性の割合である。

2 平成25年度及び平成26年度は4月30日時点の採用者数, 平成27年度以降は4月1日時点の採用者数を取りまとめたものである。

## 地方裁判所の組織と権限(本庁)

### 裁判官会議



## 下級裁判所事務処理規則

改正 昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号  
昭和23年12月28日最高裁判所規則第38号  
昭和24年7月1日最高裁判所規則第12号  
昭和25年11月15日最高裁判所規則第25号  
昭和28年6月30日最高裁判所規則第9号  
昭和29年6月1日最高裁判所規則第8号  
昭和30年11月17日最高裁判所規則第10号  
昭和32年6月15日最高裁判所規則第11号  
昭和34年10月1日最高裁判所規則第12号  
昭和39年3月26日最高裁判所規則第2号  
昭和40年3月31日最高裁判所規則第5号  
昭和41年10月15日最高裁判所規則第8号  
昭和44年3月25日最高裁判所規則第1号  
昭和44年9月1日最高裁判所規則第6号  
昭和48年7月16日最高裁判所規則第5号  
昭和59年3月29日最高裁判所規則第2号  
昭和61年10月30日最高裁判所規則第5号  
昭和63年7月20日最高裁判所規則第4号  
平成6年6月30日最高裁判所規則第3号  
平成16年3月31日最高裁判所規則第7号  
平成17年2月14日最高裁判所規則第7号  
平成24年3月12日最高裁判所規則第2号

下級裁判所事務処理規則を次のように定める。

## 下級裁判所事務処理規則

第一条 この規則で、裁判所とは、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所をいう。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二条 司法年度は、一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

第三条 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の各支部に勤務する裁判官が一人のときは、その裁判官を支部長とし、二人以上のときは、最高裁判所がそのうちの一人に支部長を命ずる。

② 支部長は、当該支部の事務を総括する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四条 各高等裁判所及び各地方裁判所に部を置く。高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に部を置くことができる。

② 部の数は、最高裁判所が当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、これを定める。

③ 部には、合議体を構成するに足りる裁判官を置く。

④ 部に属する裁判官のうち一人は、部の事務を総括する。

⑤ 前項の規定により部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、

家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし、その他の部においては、毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする。

⑥ 最高裁判所は、前項の指名を受けた裁判官に病気その他の事由により引き続き差支のあるときは、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、その指名を取り消すことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二九最裁規八・昭三〇最裁規一〇・昭五九最裁規二・平一七最裁規七・一部改正)

第五条 合議体は、一の部又は支部の裁判官でこれを構成する。

② 合議体では、第三条第二項又は前条第四項の裁判官が裁判長となる。但し、部が置かれない家庭裁判所においては、家庭裁判所長が裁判長となる。

③ 前項の裁判官に差し支えのあるときは、第六条第一項又は第三項の規定により定められた順序により、他の裁判官が裁判長となる。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第六条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める。

③ 前二項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定め、知的財産高等裁判所の各部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部において、これを定める。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第七条 前条第一項又は第三項（各部の裁判官に対する裁判事務の分配に係る部分を除く。）の規定により定められた事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の部の事務が多過ぎる場合、裁判官が退官、転官又は転所した場合その他長期にわたる欠勤等のために裁判官に引き続き差支のある場合を除いては、司法年度中、これを変更しない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第八条 二人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差支のあるときの代理順序は、毎年あらかじめ、監督地方裁判所が、これを定める。

② 前条の規定は、前項の規定により定められた事務の分配及び裁判官に差支のあるときの代理順序について、これを準用する。

第九条 開廷の日割は、各裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、府内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。但し、簡易裁判所においては、司法行政事務を掌理する裁判官がこれを定める。

② 前項本文の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における開廷の日割は、知的財産高等裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、府内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第十条 裁判官が、その勤務する裁判所の所在地外で職務を行おうとするときは、当該裁判所にその旨を届け出なければならない。

第十条の二 第四条の部に裁判所書記官及び裁判所速記官を置く。

② 各地方裁判所及び各家庭裁判所の裁判官で第四条の部に属しないもの及び各簡易裁判所の裁判官は、前項の規定の適用については、第四条の部とみなす。

(昭二五最裁規二五・追加、昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十一条 裁判所は、当該裁判所及び管轄区域内の裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官に、互いにその職務を補助させることができる。

(昭二四最裁規一二・昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十二条 裁判官会議は、高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が、必要に応じてこれを招集する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十三条 各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十四条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該裁判官会議を組織する各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十五条 裁判官会議は、公開しない。但し、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

② 判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、所属の裁判所又は当該職務を行う裁判所の裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

③ 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適當と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

⑤ 裁判官会議において適當と認めるときは、当該裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二五最裁規二五・昭四一最裁規八・一部改正)

第十五条の二 檢察審査会事務局長は、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所の定めるところにより、検察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

(昭四四最裁規六・追加)

第十六条 裁判官会議は、当該裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ決議をすることができない。

第十七条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

第十八条 裁判官会議の議事については、議事録を作らなければならない。

② 議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びこれを作つた者が、これに署名しなければならない。

第十九条 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十条 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を当該裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。

② 裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

第二十条の二 第十二条から前条まで（第十五条の二を除く。）の規定は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議について準用する。この場合において、第十二条中「高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が」とあるのは「知的財産高等裁判所長が」と、第十三条中「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）」とあるのは「知的財産高等裁判所に勤務する判事」と、同条及び第十九条中「高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長」とあるのは「知的財産高等裁判所長」と、第十五条第二項中「判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官」とあるのは「高等裁判所の裁判官の職務を行う裁判官のうち知的財産高等裁判所に勤務する裁判官」と、同条第三項中「事務局長」とあるのは「知的財産高等裁判所事務局長」と、同条第四項中「首席書記官及び首席家庭裁判所調査官」とあるのは「知的財産高等裁判所首席書記官」と読み替えるものとする。

(平一七最裁規七・追加)

第二十一条 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十二条 各高等裁判所長官、各地方裁判所長、各家庭裁判所長、各支部長又は部の事務を総括する各裁判官に差支のある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、当該裁判官会議の議により、これを変更する。

③ 第一項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所長又は知的財産高等裁判所の部の事務を総括する各裁判官に差し支えのある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定める。

④ 第二項の規定は、前項の規定による代理順序について準用する。この場合において、第二項中「裁判官会議」とあるのは、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」と読み替えるものとする。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第二十三条 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差支のある場合において、これを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所を監督する地方裁判所が、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、監督地方裁判所がこれを変更する。

第二十四条 各高等裁判所の事務局に総務課、人事課及び会計課を、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に総務課及び会計課を置く。

② 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各支部並びに各簡易裁判所に庶務課を置く。

③ 前項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所事務局に庶務第一課及び庶務第二課を置く。

④ 第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の指定する簡易裁判所に、その庶務をつかさどらせるため、事務部を置く。事務部に第一課及び第二課を置く。

⑤ 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

⑥ 知的財産高等裁判所事務局に知的財産高等裁判所事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。知的財産高等裁判所事務局長は、知的財産高等裁判所長の監督を受けて、知的財産高等裁判所事務局の事務を掌理し、知的財産高等裁判所事務局の職員を指揮監督する。

⑦ 第四項に規定する事務部に事務部長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務部長は、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の監督を受けて、事務部の事務を掌理し、事務部の職員を指揮監督する。

⑧ 各課に課長一人を置き、当該裁判所に勤務する裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長については当該高等裁判所が、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の課長については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、これを命ずる。課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

⑨ 各課の組織及び所掌事務に関しては、最高裁判所が別に定める。

⑩ 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、第一項及び第二項の規定に異なる定を定ることができる。

(昭三四最裁規一二・全改、昭三九最裁規二・昭四四最裁規一・昭四四最裁規六・昭四八最裁規五・昭六一最裁規五・昭六三最裁規四・平六最裁規三・平一七最裁規七・平二四最裁規二・一部改正)

第二十五条 削除（昭二八最裁規九）

第二十六条 地方裁判所又は家庭裁判所が、最高裁判所に、簡易裁判所が、最高裁判所又はその監督上級の高等裁判所に指示を求め、又は報告をするには、特別の定のある場合を除いて、中間の監督上級裁判所を経由しなければならない。但し、緊急の事項については、直接に指示を求め、又は報告をすることができる。この場合においては、当該地方裁判所、当該家庭裁判所又は当該簡易裁判所は、速やかに中間の監督上級裁判所にその旨を報告しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十七条 裁判所と中央官庁、外国に在る日本の官庁及び外国官庁との間に文書を往復するには、特別の定のある場合を除いて、最高裁判所を経由しなければならない。但し、中央官庁との間に訴訟書類を往復する場合は、この限りでない。

第二十八条 各高等裁判所、各地方裁判所、各家庭裁判所、知的財産高等裁判所及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の各裁判官は、この規則の施行に関する必要な事項を定めることができる。ただし、司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官が定める場合には、当該裁判所を監督する地方裁判所の認可を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

#### 附則

この規則は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

附則（昭和二三年一二月二八日最高裁判所規則第三八号）抄

第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規則第一二号）

この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則（昭和二五年一一月一五日最高裁判所規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年六月三〇日最高裁判所規則第九号）

この規則は、昭和二八年七月一日から施行する。

附則（昭和二九年六月一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年一一月一七日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一二号）

1 この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に課長又は主任の職にある者は、この規則による改正後の第二十四条の規定により、この規則施行の日に、それぞれ課長又は室長を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和三九年三月二六日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、昭和三九年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年一〇月一五日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月二五日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第六号）抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に資料室長の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、当該裁判所の資料課長を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四八年七月一六日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三〇日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二〇日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二四年三月一二日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

大法廷首席書記官等に関する規則（原文は縦書き）

昭和二十九年六月一日最高裁判所規則第九号  
改正 昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号  
同三四年一〇月一日同第一三号  
同三八年四月二二日同第五号  
同四〇年一月二九日同第二号  
同四〇年三月三一日同第五号  
同四二年六月一〇日同第六号  
同四三年四月二〇日同第一号  
同四四年九月一日同第七号  
同四五年五月二五日同第四号  
同五三年二月三日同第一号  
同五六年三月三〇日同第三号  
平成六年六月三〇日同第三号  
同九年十一月二六日同第六号  
同一〇年七月二七日同第三号  
同一二年七月一九日同第一〇号  
同一六年三月三一日同第七号  
同一七年二月一四日同第七号  
同一七年七月二七日同第一一号  
同一九年三月二九日同第三号  
同二〇年五月三〇日同第七号  
同二二年三月一七日同第二号  
同二三年七月二九日同第二号

首席書記官等に関する規則を次のように定める。

大法廷首席書記官等に関する規則

（昭五六最裁規三・改称）

首席書記官等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第二十六号）の全部を改正する。

（大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官）

第一条 最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。

2 大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

4 小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

（昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭五三最裁規一・一部改正）

（訟廷首席書記官）

第二条 最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。

2 訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

（昭三八最裁規五・追加、昭五三最裁規一・旧第一条の二繰下・一部改正）

（首席書記官）

第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、他の家庭裁判所に首席書記官を置く。

- 2 最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。
- 3 首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- 5 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- 6 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（昭三〇最裁規一・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・一部改正）

（知的財産高等裁判所首席書記官）

第三条の二 知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所首席書記官を置く。

- 2 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 3 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（平一七最裁規七・追加）

（次席書記官）

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く。

- 2 次席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 3 第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。
- 4 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助け、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該家庭裁判所の首席書記官を助ける。

（昭四三最裁規一・追加、昭四五最裁規四・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条

の二線下・昭五六最裁規三・平一二最裁規一〇・平一六最裁規七・平一九最裁規三・平二三最裁規二・一部改正)

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に総括主任書記官を置く。

2 総括主任書記官は、当該地方裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二三年最高裁判所規則第一六号）第四条の部をいう。以下同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第一〇条の二第二項の規定により部とみなされるものをいう。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命じる。

3 総括主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(平一〇最裁規三・追加、平一六最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任書記官)

第五条 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

2 主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。

4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

(昭三四最裁規一三・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第三条線下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任速記官)

第五条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に主任速記官を置く。

2 主任速記官は、当該地方裁判所の部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任速記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(昭五六最裁規三・追加、平一六最裁規七・一部改正)

(訟廷管理官)

第六条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

- 2 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。
- 3 訟廷管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 4 訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、第五条第四項の上席の主任書記官又は同条第五項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては速記に関する訟廷事務をそれぞれ除く。）をつかさどる。

（昭三四最裁規一三・追加、昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一旧第四条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

（裁判員調整官）

第六条の二 地方裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所の支部に裁判員調整官を置く。

- 2 裁判員調整官は、当該地方裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 裁判員調整官は、刑事の首席書記官の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

（平二〇最裁規七・追加、平成二二年最裁規二・一部改正）

（速記管理官）

第七条 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記管理官及び刑事の速記管理官又は速記管理官を置く。

- 2 速記管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 速記管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、当該地方裁判所のその他の裁判所速記官の一般執務についての指導監督に關し、首席書記官を助け、かつ、首席書記官の命を受けて速記に関する訟廷事務をつかさどる。

（昭五三最裁規一・追加、昭五六最裁規三・平九最裁規六・平一六最裁規七・一部改正）

（他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係）

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

（昭三四最裁規一三・旧第四条繰下・一部改正、昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規一・昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第五条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、昭和三四年一一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた主任書記官の任命は、この規則による改正後の第三条の規定によつて行われたものとみなす。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三八年五月一日から施行する。

附則（昭和四〇年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四〇年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年六月一〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四三年五月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、昭和四四年一〇月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四五年五月二五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和四五年六月一日から施行する。

附則（昭和五三年二月三日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五三年二月一五日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五六年四月六日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成九年一一月二六日最高裁判所規則第六号）

この規則は、平成九年一二月一日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一九日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、平成一二年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二七日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、平成一七年八月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年七月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

## 各裁判所の組織は、大別すると、 「裁判部門」と「司法行政部門」に分けられます。

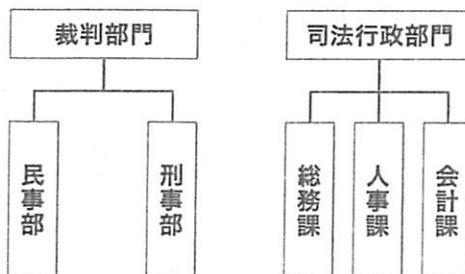
### 裁判部門

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官などが置かれています。

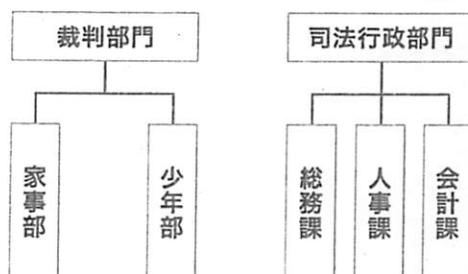
### 司法行政部門

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官などが行っています。

#### 地方裁判所の一例



#### 家庭裁判所の一例



### キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次などにとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修などによりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。

昇進の具体的イメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

#### 裁判部

裁判所事務官 → 裁判所書記官 → 主任書記官（訟廷管理官） → 次席書記官 → 首席書記官

#### 事務局

係長 → 課長補佐 → 課長 → 事務局次長 → 事務局長

#### 裁判部

家庭裁判所調査官補 → 家庭裁判所調査官 → 主任家庭裁判所調査官 → 次席家庭裁判所調査官 → 首席家庭裁判所調査官

## 裁判所の広報について

(平成30年6月5日・平成30年度判事補基礎研究会)

1 はじめに

2 裁判所における広報活動の目的・意義について

3 報道対応について

4 一般広報について

5 終わりに

# 参考統計表

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況	(平成20年～29年) - 高裁・地裁・簡裁	1
〔参考グラフ〕通常訴訟事件、略式請求事件の推移	(平成20年～29年) - 高裁・地裁・簡裁	1
〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移	(昭和24年～平成29年) - 地裁	2
第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成20年～29年) - 高裁・地裁	3
第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由	(平成29年末現在) - 地裁	3
〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(平成10年～29年各年末現在) - 高裁・地裁・簡裁	4
第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	5
第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	6
第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	7
第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年～29年) - 地裁	8
第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年～29年) - 簡裁	9
第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	10
〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成20年～29年) - 地裁	10
第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成25年～29年) - 地裁・簡裁	11
第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	12
第11表 刑訴法332条による移送人員	(平成20年～29年) - 簡裁	12
第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成18年10月2日～29年累計) - 地裁・簡裁	13
第13表 控訴申立人員及び控訴率	(平成20年～29年) - 地裁・簡裁	14
第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成20年～29年) - 高・地・簡裁総数	15
第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(平成20年12月～29年累計) - 地・簡裁総数	16
第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成21年～29年) - 地・簡裁総数	16
第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成20年12月～29年) - 地裁	17
第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成20年12月～29年) - 地裁	17
第18表 逮捕状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	18
第19表 差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	19
第20表 勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	20
第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁	21
第22表 準抗告事件の処理状況	(平成20年～29年) - 地裁	22
第23表 医療観察処遇事件における終局区分	(平成17年～29年) - 地裁	23

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況

(平成20年～29年) 一高裁・地裁・簡裁

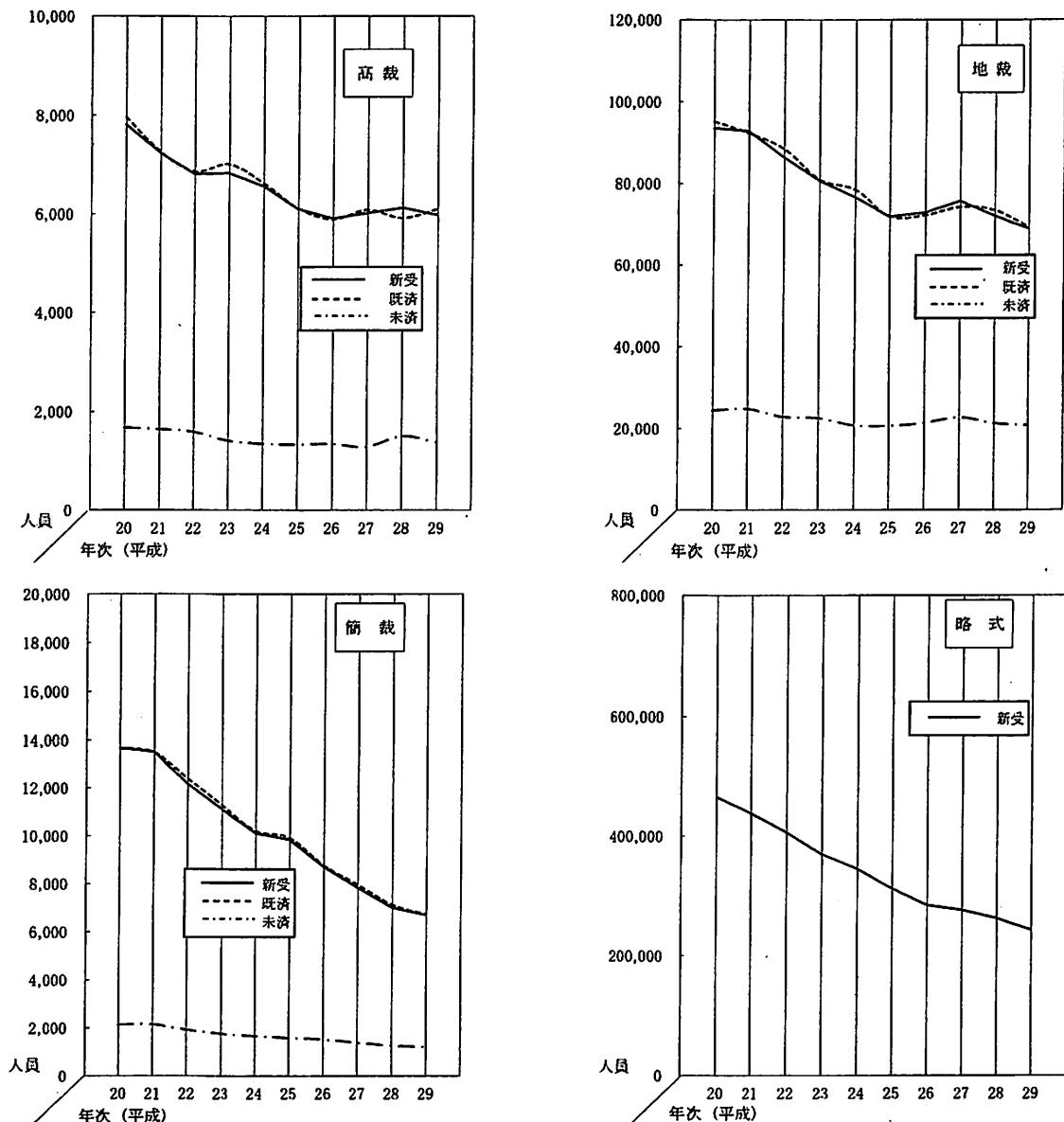
区分	通常訴訟事件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高裁			地裁			簡裁			
年次	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	
平成20年	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,492
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970

(注) 1 刑事月報による延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。

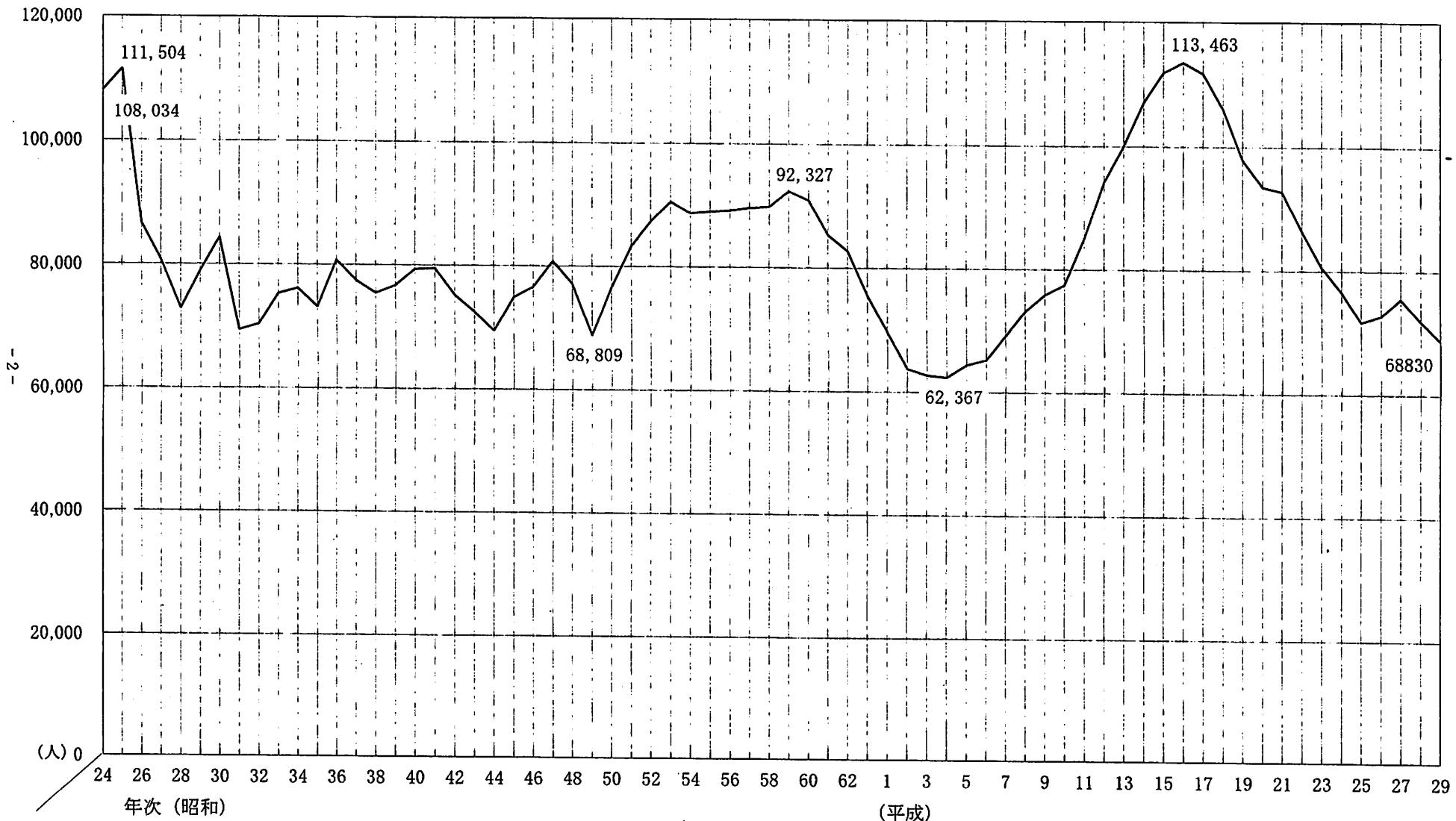
2 平成29年は速報値である。

## [参考グラフ]

## 通常訴訟事件、略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～平成29年）－地裁



(注) 1 司法統計年報による延べ人員であり、再審事件を含まない。  
2 平成29年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成20年～29年) 一高裁・地裁

裁判所 長期化事由 年次	高 裁			地 裁				逃亡等	
	総 数	事案複雑等	逃亡等	総 数	事案複雑等				
					2年を超える	3年を超える			
平成20年	17	3	14	162	27	24	111		
21	21	9	12	133	29	2	102		
22	17	6	11	136	37	3	96		
23	21	9	12	186	70	7	109		
24	23	8	15	155	46	17	92		
25	15	3	12	137	26	18	93		
26	16	4	12	158	50	16	92		
27	17	3	14	152	53	12	87		
28	14	1	13	184	73	20	91		
29	11	6	5	178	65	34	79		

(注) 1 当刑事局への個別報告による概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・裁定）・単独別、罪名別審理長期化の事由

(平成29年末現在) 一地裁

審理長期化の事由	保属事件数	事案複雑等										その他			
		訴因多數	被告人多數	計算關係複雜	証公人判調等を要するに要多數し	被公人質を問に要多數し	鑑定に要多數し	検察官の要証拠整理に要多數し	証時報日を要照写し	その他	公判期日又は指定期日のため実延滞等のため審理のため	多判期日	開廷事件の審理待合	その他	
罪名															
総 数	59	(18.6)	(16.9)	(5.1)	(39.0)	(16.9)	(5.1)	(35.6)	(25.4)	(61.0)		(15.3)	(1.7)	(35.6)	
		11	10	3	23	10	3	21	15	36		9	1	21	
法定合議	17	3	6	—	—	—	1	10	10	13		—	3	1	6
裁定合議	29	5	4	3	15	8	1	10	5	19		—	3	—	10
単独	13	3	—	—	8	2	1	1	—	4		—	3	—	5
詐欺	10	5	—	—	5	2	—	1	1	3		—	—	—	5
殺人	4	—	—	—	—	—	1	1	2	2		—	—	—	3
過失運転致死傷	4	—	—	—	—	—	—	1	—	4		—	—	—	1
組織的犯罪処罰法違反	4	—	4	—	—	—	—	4	4	4		—	—	—	—
傷害	3	—	—	—	2	—	—	—	—	—		—	1	—	—
業務上横領	3	1	—	1	—	1	—	1	—	3		—	—	—	—
覚せい剤取締法違反	3	—	—	—	1	1	—	1	—	3		—	1	—	1
強制わいせつ・同致死傷	2	—	—	—	1	—	—	—	—	1		—	—	—	2
強盗・同致死傷	2	1	1	—	—	—	—	1	1	1		—	1	1	1
逮捕監禁・同致死傷	2	2	—	—	—	—	—	2	2	2		—	2	—	1
常習累犯窃盗	2	—	—	—	1	—	2	1	—	1		—	1	—	1
政治資金規正法違反	2	—	1	—	2	2	—	—	1	—		—	—	—	—
労働安全衛生法違反	2	—	1	—	1	—	—	2	—	1		—	—	—	—
法人税法違反	2	—	1	2	1	1	—	—	—	—		—	—	—	1
その他の	14	2	2	—	9	3	—	6	4	11		—	3	—	5

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数でである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によつた。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して記載した。

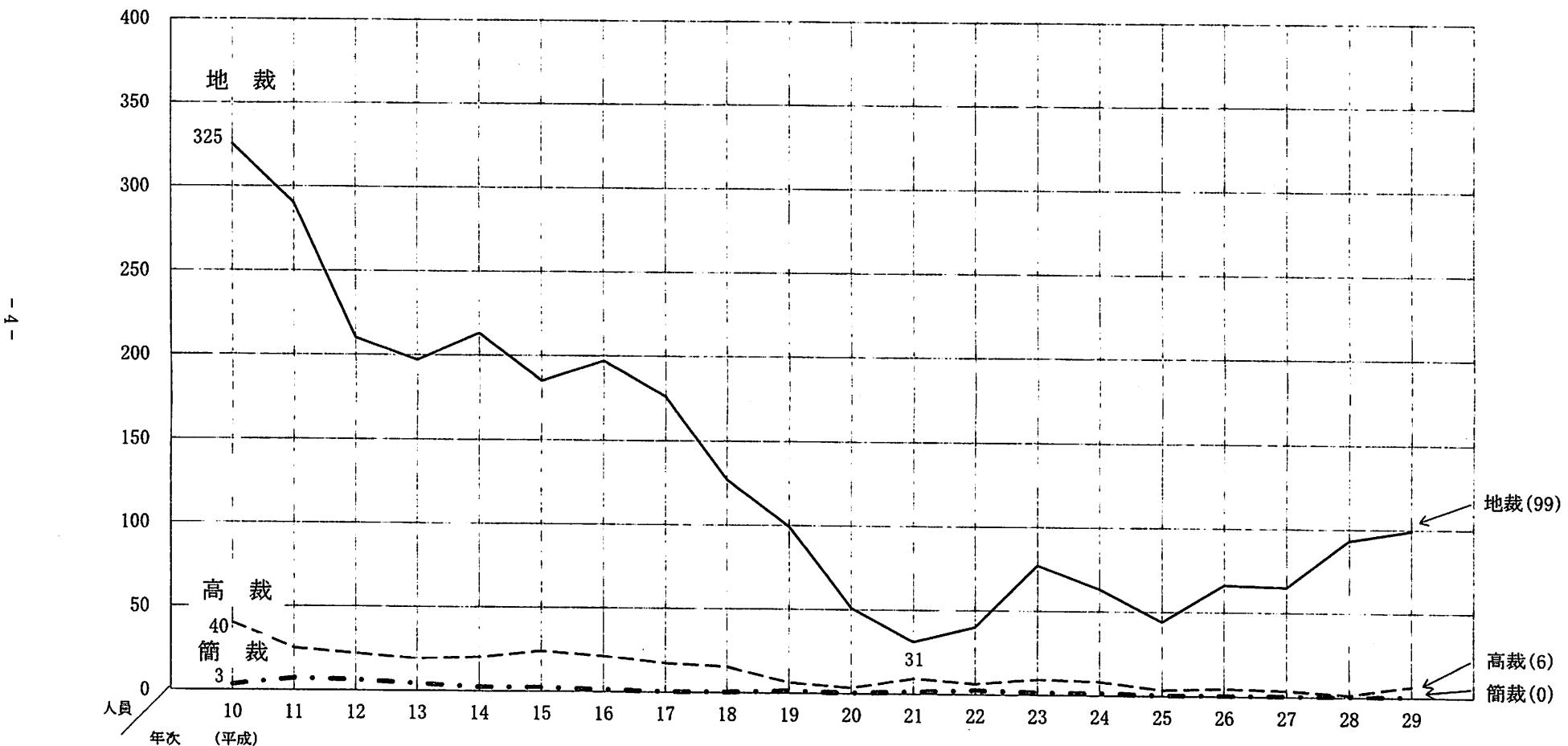
4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

6 ( ) 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成10年～29年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁



(注) 1 当刑事局への個別報告による係属 2 年を超える事件の実人員である。

2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。

3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成20年～29年)－地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
地 裁	平成 20 年	55,527	3,508	8	3,508	7	3,409	7
	21	49,899	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	－	26,268	－	25,736	－
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	－	25,529	－	24,859	－
	28	41,773	24,837	－	24,769	－	24,036	－
	29	39,958	23,964	－	23,958	－	23,251	－
簡 裁	平成 20 年	73,742	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	21	77,893	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	－	42,943	－	42,294	－
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1

(注) 1 司法統計年報による延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の3第1項による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

4 平成29年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

裁判所	地裁							簡裁											
	区分	終局人員	弁護人が選任された人員		私選弁護人が選任された人員		国選弁護人が選任された人員		弁護人が選任されなかつた人員		終局人員	弁護人が選任された人員		私選弁護人が選任された人員		国選弁護人が選任された人員		弁護人が選任されなかつた人員	
			年次	うち 必要的 弁護		うち 必要的 弁護	うち 必要的 弁護	うち 必要的 弁護	うち 必要的 弁護	うち 必要的 弁護	うち 必要的 弁護								
平成 20 年	67,644	(98.7)	(80.2)	(24.7)	(20.3)	(77.3)	(62.9)	(1.3)	10,632	(98.3)	(85.4)	(8.9)	(7.8)	(91.3)	(79.3)	(1.7)			
	66,736	54,270	16,687	13,716	52,301	42,562	908		10,455	9,076	950	834	9,703	8,428	177				
21	65,875	(99.0)	(81.2)	(22.8)	(18.6)	(80.1)	(65.9)	(1.0)	10,715	(98.7)	(87.1)	(7.9)	(6.9)	(93.5)	(82.7)	(1.3)			
	65,216	53,514	14,996	12,264	52,758	43,409	659		10,571	9,332	845	742	10,020	8,859	144				
22	62,840	(99.3)	(82.2)	(18.0)	(14.0)	(84.0)	(70.2)	(0.7)	9,876	(98.8)	(86.8)	(5.3)	(4.1)	(94.4)	(83.4)	(1.2)			
	62,401	51,650	11,317	8,803	52,779	44,090	439		9,759	8,576	521	407	9,326	8,233	117				
23	57,968	(99.4)	(82.1)	(17.0)	(13.0)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	9,142	(98.7)	(86.5)	(5.5)	(4.1)	(94.1)	(82.9)	(1.3)			
	57,628	47,600	9,864	7,563	49,329	41,184	340		9,025	7,909	502	379	8,599	7,575	117				
24	56,734	(99.4)	(81.9)	(17.8)	(13.2)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	8,340	(98.6)	(86.5)	(6.3)	(4.4)	(94.0)	(82.9)	(1.4)			
	56,393	46,484	10,109	7,474	48,275	40,299	341		8,227	7,215	523	363	7,842	6,917	113				
25	52,229	(99.5)	(82.3)	(19.3)	(14.0)	(84.3)	(70.7)	(0.5)	8,109	(98.8)	(82.0)	(7.5)	(5.2)	(93.2)	(77.6)	(1.2)			
	51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905	285		8,015	6,646	606	421	7,554	6,289	94				
26	52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)	(1.1)			
	52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77				
27	54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)	(1.4)			
	54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93				
28	53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)	(1.3)			
	53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79				
29	50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)	(1.4)			
	50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75				

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ( )内は各終局人員に対する%である。

4 平成29年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

区分 年次	通常第一審事件全体							自白							否認									
	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人數(人)						
		受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から1回終局公局まで期日	受理から終局まで回	第から1回終局公局まで期日		受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から1回終局公局まで期日	受理から終局まで回	第から1回終局公局まで期日		受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から1回終局公局まで期日								
平成20年	67,644	2.9	1.5	1.4	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.3) 61,745	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,896	8.4	2.7	5.7	6.3	1.3	0.9	2.5
21	65,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.4	0.9	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	0.9	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	0.9	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	0.9	2.5
法定合議	2,142	7.9	5.1	2.8	4.5	1.8	0.6	2.0	(62.4) 1,336	5.5	3.6	1.9	3.3	1.7	0.6	1.1	(35.7) 764	12.3	8.1	4.2	6.5	1.9	0.6	3.6
裁定合議	672	12.1	4.1	8.0	7.2	1.7	1.1	3.2	(37.4) 251	7.0	2.8	4.2	4.2	1.6	1.0	1.2	(61.8) 415	15.2	4.9	10.3	9.0	1.7	1.2	4.4
単独	47,777	2.9	1.5	1.4	2.6	1.1	0.6	0.7	(90.0) 43,011	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(8.0) 3,836	7.6	1.8	5.8	6.1	1.2	0.9	2.1
簡裁	5,524	2.2	1.3	0.9	2.2	1.0	0.4	0.4	(91.1) 5,031	2.0	1.3	0.7	2.1	1.0	0.3	0.4	(4.8) 267	5.9	1.6	4.3	4.4	1.3	1.0	1.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

3 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

4 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

5 ( ) 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

6 平成29年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年) -地裁

区分 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間(月)	平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成20年	67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
21	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,360	(31.2) 16,621	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ( )内は終局人員に対する%である。

4 平成29年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年) -簡裁

区分 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 20 年	10,632	(7.5) 797	(60.9) 6,477	(22.2) 2,359	(7.8) 828	(1.3) 139	(0.3) 29	(0.0) 2	(0.0) 1	2.0	2.1	1.0
21	10,715	(8.3) 894	(59.0) 6,320	(23.1) 2,479	(7.9) 847	(1.4) 147	(0.2) 24	(0.0) 2	(0.0) 2	2.0	2.1	1.0
22	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	~	2.1	2.2	1.0
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	~	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	~	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ( )内は終局人員に対する%である。

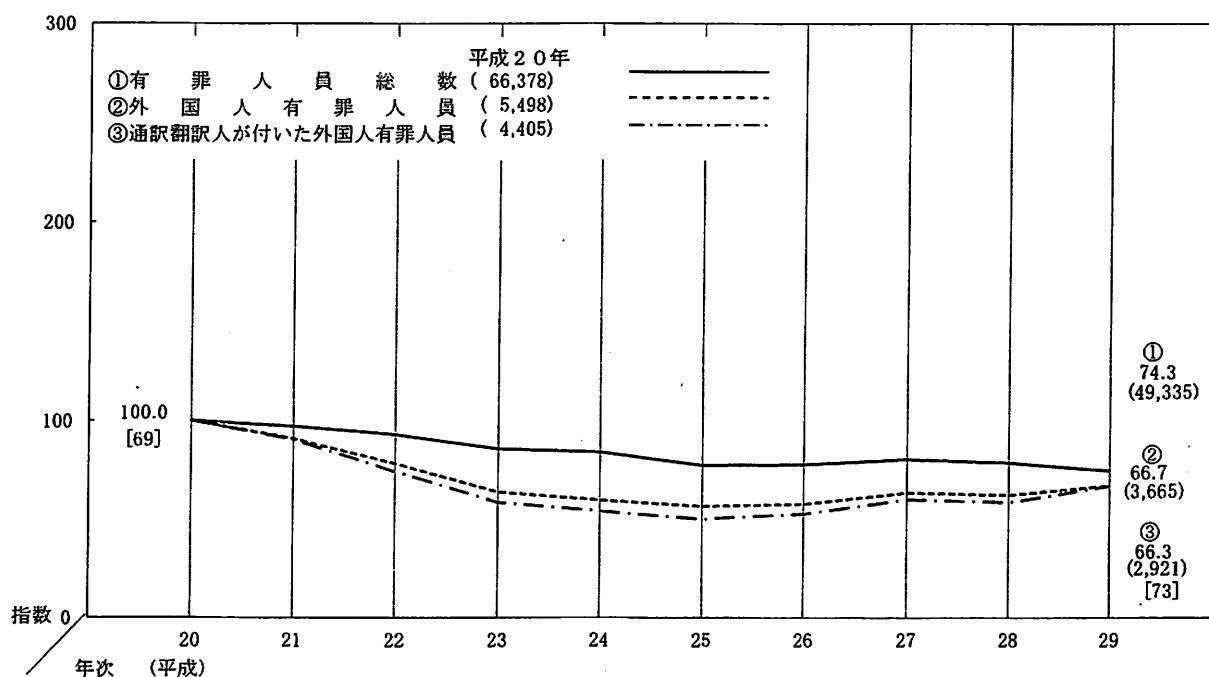
4 平成29年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員  
(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有 罪 人 員 総 数	うち 外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人	有 罪 人 員 総 数	うち 外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人
平成 20 年	66,378	5,498	4,405	10,081	178	81
21	64,540	4,992	3,975	10,193	167	79
22	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,921	5,208	115	65

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。  
 3 平成29年は速報値である。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移  
(平成20年～29年) 一地裁



- (注) 1 平成20年を100とする指数である。  
 2 ( )内は実人員であり、[ ]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。  
 3 平成29年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員  
(平成25年～29年) 一地裁・簡裁

言語	年次	平成25年	26	27	28	29
総 数		2,272	2,383	2,714	2,654	3,030
中 国 語		744	829	887	758	920
北 京 語		715	801	867	736	882
廣 東 語		15	13	8	15	29
台 湾 語		2	4	3	2	3
上 海 語		2	2	4	1	3
福 建 語		1	1	-	-	1
その他の中国語		9	8	5	4	2
ベトナム語		224	275	490	548	718
フィリピノ(タガログ)語		221	216	252	236	247
ポルトガル語		222	225	221	242	216
英 語		145	167	197	174	190
タ イ 語		94	102	132	126	140
スペイン語		171	152	134	147	132
韓国・朝鮮語		170	157	125	138	115
インドネシア語		16	17	25	48	51
ペルシヤ語		61	44	38	37	42
トルコ語		14	15	16	25	39
ネバール語		12	7	13	16	29
シンハラ語		34	25	32	17	28
ロシア語		16	24	15	13	26
モンゴル語		6	8	19	19	23
ミャンマー語		13	3	6	9	18
フランス語		17	15	15	14	15
ウルドゥー語		18	21	13	17	14
アラビア語		5	4	6	10	10
ベンガル語		18	10	22	11	10
ヒンディー語		6	6	10	8	9
そ の 他		45	61	46	41	38

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。

また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における  
「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 平成29年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成20年～29年) 一地裁・簡裁

裁判所区分 年次	自白人員 (A)	地 裁				簡 裁			
		簡易公判手続		自白人員		簡易公判手続		自白人員	
		決定人員 (B)	B A %	決定取消人員 (C)	C B %	決定人員 (E)	E D %	決定取消人員 (F)	F E %
平成 20 年	58,729	544	0.9	14	2.6	9,892	511	5.2	-
21	57,498	478	0.8	21	4.4	9,982	475	4.8	1
22	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-
29	43,262	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-

(注) 1 自白人員については刑事通常第一審事件票による実人員であり、その他については当刑事局への個別報告による実人員である。

2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定(決定取消)人員」とは、当該年度に決定(決定取消)された人員である。

3 概数であり、平成29年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員  
(平成20年～29年) 一簡裁

区分 年次	(簡裁) 終局人員 (A)	(地裁) 法332条 による 受理人員 (B)	$\frac{B}{A}$	
			年次	$\frac{B}{A}$ %
平成 20 年	10,632	88	0.83	
21	10,715	78	0.73	
22	9,876	91	0.92	
23	9,142	97	1.06	
24	8,340	90	1.08	
25	8,109	88	1.09	
26	7,165	69	0.96	
27	6,590	76	1.15	
28	5,856	65	1.11	
29	5,524	91	1.65	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 (B) は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

3 平成29年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成18年10月2日～29年累計) 一地裁・簡裁

区分 裁判所	終局人員	即決裁判手続の申立てのあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員		うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人員
			うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人員	
総 数	761,600	25,744	25,571		140
東 京	97,231	6,846	6,796		25
横 浜	41,611	1,979	1,966		21
さ い た ま	35,975	1,178	1,172		9
千 葉	38,277	2,008	1,999		21
水 戸	18,900	296	290		1
宇 都 宮	16,255	422	420		5
前 橋	13,637	941	932		4
静 岡	21,254	832	828		—
甲 府	5,373	120	120		—
長 野	10,264	180	177		8
新 潟	10,906	255	254		—
大 阪	70,990	1,775	1,765		9
京 都	17,476	422	418		1
神 戸	32,929	645	639		3
奈 良	8,444	41	41		1
大 津	8,523	84	84		1
和 歌 山	8,507	259	258		4
名 古 屋	42,847	1,888	1,882		5
津	9,864	69	68		—
岐 阜	8,901	139	138		—
福 井	3,492	24	24		—
金 沢	6,069	29	28		1
富 山	3,482	9	8		—
広 島	14,832	325	319		3
山 口	7,937	121	121		1
岡 山	11,991	390	387		1
鳥 取	3,394	14	14		—
松 江	3,186	63	63		—
福 岡	37,689	935	928		—
佐 賀	5,563	152	152		—
長 崎	6,661	99	98		—
大 分	5,461	84	83		3
熊 本	9,518	109	109		—
鹿 児 島	7,365	66	66		—
宮 崎	5,332	55	55		—
那 羅	11,332	143	141		—
仙 台	11,033	244	241		3
福 島	10,077	139	137		—
山 形	5,040	78	78		—
盛 岡	5,081	228	227		3
秋 田	3,927	107	107		—
青 森	5,825	326	322		2
札 幌	18,135	516	512		2
函 館	2,571	64	64		—
旭 川	3,339	74	74		—
釧 路	4,789	83	83		1
高 松	9,153	431	428		1
徳 島	4,988	126	126		1
高 知	6,332	135	135		—
松 山	9,842	196	194		—

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成20年～29年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成20年	76,546	7,690	10.0	66,450	7,139	10.7	10,096	551	5.5
21	74,818	7,194	9.6	64,608	6,649	10.3	10,210	545	5.3
22	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,288	11.5	49,446	5,998	12.1	5,216	290	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。  
 3 平成29年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成20年～29年) 一高・地・簡裁総数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (注)4	総数
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計									
付 添 い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	86	79	102	136	121	116	112	141	128	78	1,099
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	32	44	52	39	46	41	76	79	71	84	564
遅 へ い	証人尋問の際に遅へいの措置が採られた証人の数	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	14,214
	意見陳述の際に遅へいの措置が採られた被害者等の数	71	105	123	125	140	151	198	214	209	194	1,530
ビ デ オ リ ン ク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	202	235	261	242	288	278	299	290	303	225	2,623
	うち、遅へいの措置が採られた証人の数	179	216	237	219	264	265	282	277	288	214	2,441
	うち、尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	4	8	35	42	52	51	46	65	47	67	417
	記録媒体がその一部とされた調査が取り調べられた数	-	-	2	1	-	1	1	2	-	-	7
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	4	11	20	16	21	10	8	10	6	6	112
	うち、遅へいの措置が採られた被害者等の数	4	10	17	15	21	10	8	8	6	6	105
被 害 者 秘 匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	37,573
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	30	90	55	62	64	84	77	42	50	11	565
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	9	1	17	13	8	16	5	4	7	3	83
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数									4	116	120
	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数									-	3	3
情 報 保 護	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数									-	-	-
	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数									-	3	3
	うち、刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数									-	1	1
	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数									-	-	-
										-	-	-
意 見 陳 述	公判期日に心遣その他の意見を陳述した被害者等の数	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	11,477
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	339	490	557	561	517	572	495	615	616	526	5,288
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	6	10	8	14	19	17	21	17	28	45	185
被 害 者 等 閲 覧 記 録	被害者等に公判記録の閲覧権をさせた数	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	13,416
	被害者等に公判記録の閲覧権をさせなかつた数	12	15	22	13	22	21	12	28	9	6	160
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権をさせた数	24	35	50	33	45	18	89	38	44	16	392
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権をさせなかつた数	2	1	7	6	1	1	4	1	5	2	30
弁 護 人 等 閲 覧 記 録	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数									-	2	2
	刑訴法第299条の6第2項の閲覧権の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数									-	-	-
	うち、閲覧権の禁止の対象となった証人等の数									-	-	-
	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数									-	-	-
和 解	犯卵被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調査に記載した数	35	46	34	30	38	29	20	17	23	26	298
	犯卵被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調査に記載しないこととした数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合 計		6,430	8,572	8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	89,745

(注) 1 当刑事局への個別報告による延べ数であり、概数である。

2 犯卵被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯卵被害者保護法第13条」項又は2項から「犯卵被害者保護法第19条」又は2項に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等秘匿」、「裁定請求」及び「弁護人等閲覧記録」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「遅へい」、「ビデオリンク」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧記録」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以後は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされたが終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(平成20年12月～29年累計) 一地・簡裁総数

終局人 員数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加を 許可され た被害者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士 への委託 がされた被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の 意見陳述 をした被 害者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被 害者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち送へ いの措置 が採られ た被害者 等	
総数	6,675	10,103	9,986	7,300	3,539	1,927	4,736	4,910	6,716	581	1,489
強制わいせつ	619	798	794	667	525	158	386	416	582	136	336
強制わいせつ致死傷	136	182	182	145	131	39	77	110	124	35	90
強姦	333	425	422	375	287	87	207	261	314	74	185
強姦致死傷	185	268	268	238	214	74	143	198	203	48	126
強制性交等	3	3	3	3	2	-	1	2	2	1	1
監護者性交等	1	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-
集團強姦	32	42	42	39	26	4	15	28	18	2	16
集團強姦致死傷	23	31	31	26	24	10	22	25	24	1	4
特別公務員暴行致死傷	2	3	3	3	-	-	3	2	2	-	-
殺人	595	1,042	1,029	884	524	287	566	674	697	77	240
自殺団与及び同意殺人	12	19	19	14	14	4	10	13	13	-	2
傷害	812	895	877	711	422	190	427	435	559	46	162
傷害致死	337	542	535	489	289	114	271	350	367	20	59
危険運転致傷	44	54	54	36	18	11	21	20	37	-	-
危険運転致死	111	258	256	209	61	70	133	148	176	6	9
業務上過失傷害	17	34	34	25	9	4	19	14	23	2	2
業務上過失致死	110	412	408	192	16	10	107	97	193	4	4
重過失傷害	6	6	6	4	-	2	4	2	6	-	-
重過失致死	17	25	25	17	4	10	11	12	16	1	4
過失運転致傷	680	871	863	484	121	109	359	285	595	7	7
過失運転致死	1,804	2,991	2,947	1,876	353	530	1,437	1,216	1,992	33	34
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	6	6	6	3	1	1	2	1	2	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	4	12	12	6	1	3	1	3	7	-	1
無免許危険運転致死	1	3	3	3	3	-	2	2	3	-	-
無免許過失運転致傷	17	20	20	9	2	2	8	6	10	-	-
無免許過失運転致死	11	21	21	13	3	7	8	10	14	-	-
保護責任者道乗致死傷	6	14	14	13	10	-	8	5	7	-	1
逮捕監禁	18	20	17	12	3	1	3	2	10	3	3
逮捕監禁致死傷	24	32	32	29	16	7	21	18	22	6	18
営利拐取等	31	45	45	36	31	11	18	27	29	7	17
未成年者略取拐	3	4	4	3	1	-	1	-	-	-	-
身の代金拐取	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-
拐取者身の代金取得等	3	6	6	6	-	2	2	5	2	2	4
国外移送拐取	1	2	2	2	2	-	2	2	2	-	-
所在国外移送拐取	2	2	2	2	-	1	1	2	1	-	-
強盗致傷	126	147	145	124	94	21	58	85	102	9	26
強盗致死	138	294	292	210	120	52	118	165	175	26	55
強盗強姦	55	82	81	71	68	22	33	56	57	13	41
暴力行為等処罰二項ルル法律違反(常習傷害)	9	9	9	9	5	4	7	6	5	1	3
道路交通法違反	249	348	346	207	63	61	180	145	240	5	7
その他	91	132	128	104	75	19	43	61	83	16	32

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 領名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

5 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死）をそれぞれ含む。

6 遅報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成21年～29年)-地-簡裁総数

区分 年次	終局人 員数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加を 許可され た被害者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち國選 弁護士 への委託 がされた被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち送へ いの措置 が採られ た被害者 等
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50
22	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	552	196	558	665	1,020	115	276

(注) 1 刑事通常第一審事件別による。

2 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 平成29年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況  
(平成20年12月～29年) 一地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	288	264	84
27	320	307	97
28	301	306	92
29	314	295	111
総 数	2,479	2,368	686

(注) 1 件数建てである。  
2 平成20年はいずれも計上はなかった。  
3 平成29年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成20年12月～29年) 一地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,368	162	239	237	246	312	264	307	306	295
認容・決定書	1,063	69	121	128	123	149	114	123	98	138
認容・口頭告知	30	2	4	2	7	2	4	4	1	4
棄却・決定書	6	−	−	2	−	1	−	2	−	1
棄却・口頭告知	1	−	−	−	−	1	−	−	−	−
却下・27条1項1号	4	−	1	−	2	1	−	−	−	−
却下・27条1項2号	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
却下・27条1項3号	26	1	−	7	2	5	2	1	7	1
却下・27条1項4号	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
終了・38条1項	263	16	25	26	23	32	37	37	37	30
終了・38条2項1号	2	−	−	−	1	−	1	−	−	−
終了・38条2項2号	50	5	5	4	6	9	4	5	6	6
決定・その他	4	1	−	1	−	−	2	−	−	−
和解	545	30	47	37	43	62	57	77	107	85
放棄	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−
認諾	95	7	10	5	13	11	14	15	11	9
取下げ	267	30	24	24	25	37	28	40	39	20
その他	11	−	2	1	1	2	1	3	−	1

(注) 1 件数建てである。  
2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。  
3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条（平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む。）により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。  
4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項1号、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものを含む。  
5 平成20年はいずれも計上はなかった。  
6 平成29年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通常						緊急			
		請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	25	94,772	93,439	40	1,293	0.04	1.41	8,655	8,637	18	0.21
	26	92,880	91,548	30	1,302	0.03	1.43	8,048	8,021	27	0.34
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
簡裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	25	76,789	75,721	21	1,047	0.03	1.39	5,709	5,698	11	0.19
	26	76,657	75,586	19	1,052	0.02	1.40	5,433	5,417	16	0.29
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
地裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	25	17,983	17,718	19	246	0.11	1.47	2,946	2,939	7	0.24
	26	16,223	15,962	11	250	0.07	1.61	2,615	2,604	11	0.42
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 平成 29 年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・検証許可状の請求と発付等  
(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取 下 げ (C)	B A %	B+C A %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	取 下 げ (F)	E D %	E+F D %	請 求 (G)	発 付	却 下 (H)	取 下 げ (I)	H G %	H+I G %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
25	238,337	(11) 233,405	152	4,780	0.06	2.07	202,385	198,284	126	3,975	0.06	2.03	35,952	(11) 35,121	26	805	0.07	2.31
26	239,015	(8) 234,076	115	4,824	0.05	2.07	206,566	(3) 202,439	91	4,036	0.04	2.00	32,449	(5) 31,637	24	788	0.07	2.50
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 ( ) 内は職権により発付された人員で外数である。

3 平成29年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付	却下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付	却下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求 (G)	発付	却下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
25	115,790	(2,694) 113,475	2,308	7	1.99	2.00	70,762	(212) 70,207	550	5	0.78	0.78	45,028	(2,482) 43,268	1,758	2	3.90	3.91
26	115,332	(2,665) 112,193	3,127	12	2.71	2.72	70,761	(166) 69,887	863	11	1.22	1.24	44,571	(2,499) 42,306	2,264	1	5.08	5.08
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	(142) 65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,530) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	(151) 62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,379) 39,958	3,717	1	8.51	8.51

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 ( ) 内は職権により発付された人員で外数である。

3 平成 29 年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、25~29年) 一簡裁・地裁

裁判所 年次	区分 新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈許可率 $\frac{D+E}{C}$ %
				終局前(D)	終局後(E)				
総 数	昭和55年	115,911	57,683	39,598	19,150	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成2年	79,850	43,922	20,814	11,008	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0
	25	81,613	55,169	19,985	11,390	659	67.6	36.2	20.6
	26	81,470	54,670	21,544	12,683	693	67.1	39.4	23.2
	27	83,387	55,440	22,812	14,233	802	66.5	41.1	25.7
	28	78,891	51,279	23,918	15,018	1,127	65.0	46.6	29.3
	29	75,511	48,586	23,294	15,230	1,360	64.3	47.9	31.3
簡 裁	昭和55年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8
	平成2年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	—	61.7	13.3	7.5
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1
	25	9,842	6,107	1,284	720	12	62.1	21.0	11.8
	26	8,694	5,482	1,276	703	4	63.1	23.3	12.8
	27	7,821	4,859	1,379	716	10	62.1	28.4	14.7
	28	6,991	4,034	1,295	682	10	57.7	32.1	16.9
	29	6,681	3,826	1,233	678	24	57.3	32.2	17.7
地 裁	昭和55年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8
	平成2年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5
	25	71,771	49,062	18,701	10,670	647	68.4	38.1	21.7
	26	72,776	49,188	20,268	11,980	689	67.6	41.2	24.4
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7
	28	71,900	47,245	22,623	14,336	1,117	65.7	47.9	30.3
	29	68,830	44,760	22,061	14,552	1,336	65.0	49.3	32.5

(注) 1 処遇年表、刑事雑事件年表及び刑事月報による延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 平成29年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成20年～29年) -地裁

事項	年次	地 裁	
		新受人員	原裁判又は原処分の取消し・変更のあったもの
刑訴法 429条	平成20年	4,706	1,005
	21	6,461	1,355
	22	7,172	1,327
	23	7,608	1,371
	24	9,016	1,577
	25	9,438	1,512
	26	9,570	1,775
	27	10,323	2,018
	28	10,868	2,115
	29	11,166	2,205
刑訴法 430条	平成20年	88	11
	21	114	7
	22	87	4
	23	154	31
	24	53	9
	25	263	9
	26	78	9
	27	151	15
	28	111	9
	29	110	6

(注) 年表による延べ人員であり、平成29年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成17年～29年) - 地裁

区分 年次	終局 人員	終局区分																その他
		入院・通院 (33条1項)						退院・入院継続 (49条又は50条)				処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)			再入院等 (59条)			
		42条1項			処遇決定 中の入院 決定の割 合 (A/ (A+B +C)) (%)	40条1項 (却下)		法42条 2項 (却下)	51条1項			56条1項		61条1項				
		入院 (1号) (A)	通院 (2号) (B)	医療を行わない旨の決定 (3号) (C)		対象行為を行っていな い (1号)	心神喪失者等ではな い (2号)		入院継続確認等 (1号)	退院許可 (2号)	医療終了 (3号)	通院期間延長決定等 (1号)	医療終了 (2号)	入院 (1号) (2号)	棄却 (2号) (61条3項の場合も含む)	処遇終了 (3号)		
総数	17,724	3,006	596	720	69.6	10	132	2	9,687	1,921	392	143	604	67	9	4	431	
平成17年	80	49	19	7	65.3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
18	520	191	80	68	56.3	2	7	-	110	28	2	-	2	1	-	-	-	29
19	935	250	75	75	62.5	2	14	-	362	75	24	-	17	1	-	-	-	40
20	1,198	257	62	68	66.4	1	13	-	583	115	27	1	38	2	1	1	-	29
21	1,278	204	51	54	66.0	1	8	-	651	168	48	5	51	5	-	-	-	32
22	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	11	55	5	1	1	-	38
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	10	51	14	-	1	-	39
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	-	45
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	-	45
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	-	36
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	-	43
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	-	33
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	-	21

(注) 1 医療観察処遇事件票による実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項、法56条2項及び61条2項）のほか、移送や取下げである。

4 平成29年の数値は速報値である。